

簡易専用水道の定期検査について

設置者は、1年以内ごとに1回、定期的に厚生労働大臣の指定を受けた検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理状況について検査を受けることが義務づけられています。(水道法第34条の2第2項)

なお、検査を怠った場合は、罰則が適用されることもありますので注意してください。(水道法第54条)

検査内容は

(1) 施設の外観検査

水槽(受水槽、高置水槽)の周囲の状態及び水槽内の状態について検査します。

(2) 水質検査

給水せん(蛇口)の水についてにおい、味、色、濁り及び残留塩素の有無を検査します。

(3) 書類検査

水槽の清掃の記録等、管理についての帳簿の備え付け、保管の状態について検査します。

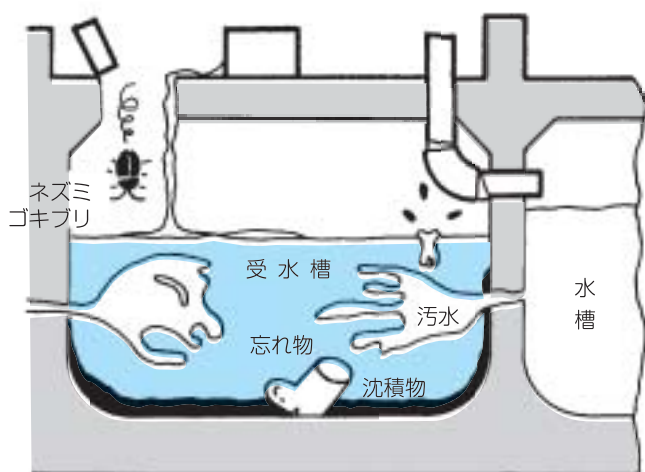
検査結果は

検査者は、検査終了後、検査結果書を設置者に提出しますので、設置者は、検査結果書を3年間保存してください。

また検査の結果、衛生上問題があると認められた場合は、対策を講ずるよう助言しますので、助言を受けた場合は速やかに改善してください。

なお、改善が必要な場合は検査機関から向日市へもその旨の連絡がありますので向日市と十分連絡をとってください。

受水槽の汚染



高置水槽の汚染

